

# 一般質問通告書

平成 17 年 12 月 9 日

猪名川町議会議長 福本 典子 様

猪名川町議会議員 尾川 悦子 印

次のとおり一般質問を行いたいので、会議規則第 61 条の規定により通告いたします。

質問事項	質問の要旨(当局の的確な回答を得るために、詳細に書いてください。)
<b>参画と協働のあり方について</b>	<p>住民参加の取り組みはここ数年、住民の交流や地域活動の促進を支援し総合計画審議会委員への一般公募、まちづくり懇話会、町政懇談会、パブリックコメントやワークショップの実施、町長への手紙などにより進められてきています。</p> <p>平成 16 年 11 月に答申が出された、後期総合計画の「第 6 章まちづくりの実現に向けて」の中で『今後は、住民の参画と協働をより一層促進するため、参加政策の計画(PLAN)、実行(DO)、評価(SEE)の各段階における住民の参加のあり方について、さらに検討を深め、システム構築につなげていくことが重要。』とあります。</p> <p>また、平成 15 年 4 月に設置された「参画と協働に関する懇話会」は平成 17 年 3 月 24 日に提言『共に考え・共に歩む 自治都市猪名川』をまとめ町長に提出されました。</p> <p>今年度は町政施行 50 周年記念事業や国体リハーサル大会などがあり住民と行政の協働における課題も見えてきました。安全・安心のまちづくりなど防犯活動も協働して子どもたちを守っていかなくてはなりません。</p> <p>このようなことから含めて今後どのような取り組みをしていくのかお聞かせください。</p>
<b>転換期における教育と福祉の取り組みについて。</b>	<p>児童虐待や子どもを対象にした凶悪な犯罪など子どもの人権が侵害される事件が増加しています。子ども達の状況をみるといじめや精神的に不安定な子どもや発達障害のある子ども、引きこもり・不登校といった社会環境に適応しにくい子ども達が増えています。適切な指導を受けずに社会に出る際、人間関係などのつまずきから就職に関しても適応ができず、ニートやフリーターになるといった若者も増えています。防犯面も含め、子どもが安心して育つことのできる対策や提案、また若者や障害者のキャリア支援に関してまた、福祉や教育などさまざまな法整備による社会情勢の変化に対して本町の進めかた、考えをお聞かせ下さい。</p>

**子ども課の新設を行ない保健・医療・福祉・教育行政の一元化を**  
猪名川町には子どもの育ちに関する計画として17年3月にまとめた次世代育成支援行動計画「いなっ子きらきらプラン」と教育委員会が作成した新しい猪名川の教育「わくわくスクールプラン」があり、それぞれが「子ども」にかかわる重要なプランとして住民参加の元で作成されました。前回の質問の時にも取り上げましたが、今後これらを実施していくにあたり、安心して子どもを育てる環境づくりには「子どもの成長に合わせた支援や相談に関する窓口の一本化」が望まれます。防犯面、青少年問題の取り組みに関しても大きくなってからではなく子どもが小さいあいだにその親と一緒に考えてもらえる一貫した取り組みが必要です。

今後、少子化対策、次世代育成支援に向けて0歳から18歳まで（高校生を含む）の子どもに係わる行政の継続性を保つための庁内組織の見直しを行ってはどうかと考えますが将来を見据え検討する考えはないか。

#### **今後の特別支援教育の取り組みについて**

一人ひとりの子どもが「安心して安全に暮らし育つ町」を目指しこれまで以上に個々の特性に応じた関わり、環境整備をしてゆくことが求められています。

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり将来の行動を予測したり、支援の成果を調べることを臨床心理士と医師が行うようにする。これを「町の福祉プラン」として、その結果は保護者と保育園・幼稚園・学校の先生に返され毎日の生活の中で具体的にどうしていくかの基盤になる。

具体的な工夫や技術については保育園・幼稚園では川西市の「さくら園」の施設支援、小学校・中学校では川西養護・こやの里養護の教育相談を利用して、直接かかわる先生の専門性を向上させる。

これを「町の教育プラン」として行って行く。

保護者やきょうだいなど家庭の支援には保健センター、教育研究所やスクールカウンセラーなども連携させる。いわゆる従来の「障害児」の範囲をこえて子育て・教育に専門的な工夫や手間ひまをかけることによってすべての子どもが育つ環境の質の底上げとなるのではないかという声を聞いている。現状と将来に向けてどのように取り組んでく考えかお聞かせ下さい。

#### **障害者自立支援法に関連し今後の町の方針について**

障害者区分認定を行う機関および審査会委員の選任について。

障害者専門のケアマネージャーの配置について。

就労移行支援など法人、事業者、企業、団体などとの連携は。

障害者福祉プランの進捗状況はどうか。

食育と地産地消  
学校給食のパンを  
猪名川町で

**食育と地産地消 給食のパンを町でつくれる施設整備を**

食育基本法が成立し7月15日に施行されました。

教育現場での栄養教育なども進められることとなります。

学校給食センターでは PTA 連合会による給食献立コンテストからのメニューを取り入れたり、地元の野菜を使った献立を作ったりされていますが、パンは現在他市の業者より搬入されています。

朝焼きのパンでないことが原因かどうかはわかりませんが残飯の量も少なくないと聞きます。他の自治体では米粉パンを学校給食に使用したり学校給食パン工場の株式会社を設立したりして、地産地消の取り組みを進めているところもあります。

朝焼きのパンを子ども達や高齢者施設の昼食に届けることによるふれあいの心や「食」を通して地域が子どもの育ちを支えるという取り組みを、JA や商工会、道の駅、行政や地域団体と協働し新しい事業として作っていけないか。

現在社会現象となっている就職に困難な若者たちなどのキャリア支援、社会参加の場所として位置づけ取り組んではどうかと考えます。特区構想なども視野にいれ検討してはどうか町の考えをお聞かせください。